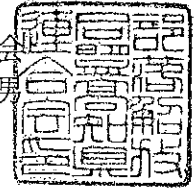


解高発第58026号  
2013年10月25日

高知県知事 尾崎正直 様

部落解放同盟高知県連合会  
委員長 有澤明男



## 戸籍等個人情報不正取得の防止に関する要望書

同和行政・人権行政の推進にご尽力にいただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、ご承知のように、「プライム事件」(2011年11月発覚)に端を発した一連の戸籍等個人情報大量不正取得事件では、戸籍の不正取得だけでなく職歴情報や携帯電話情報、車両情報などが売買され、個人情報の不正取得が一大ビジネスになっている実態が明るみになっています。

この間、全国で340以上の自治体が戸籍等の不正請求を抑止し不正取得による個人の権利の侵害の防止を図る対応として、戸籍や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合、又は不正取得された場合にその交付事実を本人に告知する本人通知制度を導入しています(因みに県内では土佐市で不正の事実が発覚した場合に被害者へ通知する制度(本人告知)を、高知市、須崎市で事前登録型の本人通知制度を導入)。

私たちは、前述のように戸籍等のセンシティブの情報が、本人には気づかれないところでやりとりされているという実態をふまえ、個人のプライバシー保護や自己情報コントロール権を保障するという観点から、戸籍や住民票等が不正取得されたことが明らかになった場合、その事実を本人に対して通知することは重要なことであり、県内のすべての市町村において本人通知制度の導入を図るべきだと考えます。

つきましては、不正取得防止のため以下のことについて県の見解を示していただきますようお願いいたします。

### 記

- 1、一連の戸籍等個人情報大量不正取得事件についての見解を示されたい。
- 2、戸籍や住民票等の不正請求と不正取得の防止・抑止のための「本人通知制度」の導入を市町村に呼びかけられたい。
- 3、「不正に取得された戸籍・住民票に関する被害者への『本人告知』」に関し自治体が根拠としている要綱等で問題があった場合、法的に対抗できるのかなどの不安が一部の市町村で出されている。市町村のリスクに対し、高知県としての考え方を示されたい。
- 4、戸籍・住民票の不正取得の防止は国の責務であることをふまえ、政府、与野党への法改正にむけた要望をおこなわれたい。

以上